第２章　建設コンサルタントを取り巻く状況

２－１　建設コンサルタントを取り巻く状況

老朽化した社会資本の維持・改修、激甚化する自然災害への対応、建設生産・管理システムの変化や環境への配慮など、建設コンサルタントが果たすべき役割は年々変化・拡大している中、少子・高齢化等による担い手不足は深刻である。

建設コンサルタントは、国土交通省や各自治体などの発注者と連携し、Web 会議やテレワークなど様々な措置を講じながら効率化を図り、社会資本の整備、維持管理など各種事業の継続を推進している。今後も公共事業の上流側の役割も果たすことで、持続可能な社会の構築に貢献することが期待されている。また、建設業界の担い手確保に向けて、ワークライフバランスを整えながら、BIM/CIM、AI、ICT、IoT などの新技術を導入し、生産性向上や DX の推進などの取組みも進めている。 近年改正された下記に示す関係法令類においても「働き方改革と生産性向上」の推進が法的に義務付けられるとともに、建設コンサルタントの地位向上が図られており、設計業務等技術者単価については 2013 年から 2026 年まで 14 年連続で上昇しているところである。

（1）労働基準法改正（2019（平成 31）年 4 月 1 日施行）

「時間外労働の上限規制」「年次有給休暇取得の一部義務化」「フレックスタイム制の清算期間延長」「高度プロフェッショナル制度の創設」「雇用形態に関わらない公正な待遇の確保」が主な改正項目である。2024 年 4 月 1 日より、これまで適用が猶予されていた建設業、自動車運転業、医師などに対しても、時間外労働の上限規制が適用されている。

（2）建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（2024（令和 6）年 6 月 14 日公布）

「建設業の働き方改革の促進」「建設現場の生産性の向上」「持続可能な事業環境の確保」に加え、「労働者の処遇改善」「資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止」「働き方改革と生産性向上」が主な改正項目である。

（3）公共工事の品質確保の促進に関する法律等の一部を改正する法律（2024（令和 6）年 6 月 19 日公布）

「災害時の緊急対応の充実強化」「働き方改革への対応」「生産性向上への取組」「測量・調査・設計の品確法上の位置付けの明確化」に加え、「担い手の確保のための働き方改革・処遇改善」「地域建設業等の維持に向けた環境整備」「新技術の活用等による生産性向上」「公共工事の発注体制の強化」「測量業の担い手確保」が主な改正項目である。

具体的には、インフラ整備や地域づくりを支える建設コンサルタント等がその役割を果たし続けられるよう、上記に係る規定を整備するものであり、国は発注者を支援するため、公共工事等の性格、地域の実情等に応じた入札及び契約の方法の選択その他の発注関係事務の適切な実施に係る制度の運用に関する指針を定めるものと規定している。

また、建設コンサルタント等は業務の適正な実施のために必要な技術的能力（新技術を活用する能力を含む）の向上に努めること、多様な人材がその有する能力を発揮できるよう、その

従事する職業に適応することを容易にするための措置の実施に努めること、災害協定に基づく災害応急対策業務等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償及び第三者に加えた損害の賠償に必要な金額を担保するための適切な保険契約の締結に努めることなどを受注者等の責務として規定している。

（4）民法改正（2020（令和 2）年 4 月 1 日施行）

「消滅時効に関する見直し」「請負に関する見直し」「債務不履行による損害賠償の帰責事由の明確化」「契約解除の要件に関する見直し」が主な改正項目である。

（5）高年齢者雇用安定法改正（2021（令和 3）年 4 月 1 日施行）

65 歳までの雇用確保義務に加え、「70 歳までの就業確保措置を講ずる努力義務の新設」が主な改正内容である。2025 年 4 月 1 日より、継続雇用制度の対象者を労使協定で限定できる経過措置が廃止された。

（6）中小受託取引適正化法（2026（令和 8）年 1 月 1 日施行・改正下請法）

「下請法」から「取適法」へ名称変更、中小受託事業者の利益保護と公正な取引確保が目的である。資本金に加え「従業員数」基準が導入され、対象事業者が拡大し、取引類型に「特定運送委託」などが追加された。協議に応じない一方的な代金決定や、手形払い・振込手数料負担などが禁止され、事業所管省庁にも指導・助言権限が付与されたことが主な改正内容である。